主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高良一男の上告趣意第一点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、 同第二点は、憲法一四条一項違反をいうが、モーターボート競走法二七条二号は同 号に規定する行為を何人に対しても禁止し、これに違反した者を無差別に処罰する のであるから、所論違憲の主張はその前提を欠き、いずれも刑訴法四〇五条の上告 理由に当たらない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四三年二月一五日

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 大 | 隅 | 健一 | 郎 |
|--------|---|---|----|---|
| 裁判官 | λ | 江 | 俊 | 郎 |
| 裁判官 | 長 | 部 | 謹 | 吾 |
| 裁判官 | 松 | 田 | = | 郎 |
| 裁判官 | 岩 | Ħ | | 誠 |